

「天草市オープンガーデン」への登録募集!

市では、美しい天草の景観をつくることを目的に、「天草花咲プロジェクト(花いっぱい運動)」による『天草市オープンガーデン』に登録する庭や花壇などを募集します。  
※オープンガーデンとは、個人の庭などを一定期間、一般公開する活動です。

▼対象Ⅱ自分でつくった庭、専門家が手がけた庭や花壇などを一般公開できる人。なお、洋風・和風など庭のタイプは問いません。  
▼事業内容Ⅱ庭などの情報をオープンガーデンとして紹介し、一般公開していただきます。一般公開する日時などは登録者が設定できるほか、オープンガーデン用の表示板などを市から配付します。

また、庭などの写真を掲載したマップを作成し、紹介させていただきます。  
※申込受付後に、個別に打ち合わせを行います。  
▼募集期間Ⅱ随時募集します。

建設課、その他の支所担当課。  
▼変更内容Ⅱ①本渡都市計画道路3・5・6号下川原茂木根線の変更②同3・6・10号今釜本渡港線の追加。  
※詳細は本庁(別館)・都市計画課(内線2627)へお尋ねください。

本渡都市計画下水道事業に関する変更(案)を縦覧できます。なお、縦覧期間中、この変更(案)について、意見を本庁・下水道課へ提出することができます。  
▼縦覧期間Ⅱ10月2日(火)から同16日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。  
※土・日曜日、祝日は除く。  
▼縦覧場所Ⅱ本庁・下水道課(本渡浄化センター3階)。  
※詳細も同課☎233498へお尋ねください。

災害にあったときの  
税金について  
水害などの災害により、住宅や家財などに損害を受けら

▼応募方法Ⅱ本庁(別館)・都市計画課、牛深支所・建設課、その他の支所担当課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課へ提出または〒863-8631(住所記載不要) 天草市役所・都市計画課へ郵送してください。  
なお、申込書は市のホームページからも取得できます。  
※詳細は本庁(別館)・都市計画課(内線2635)へお尋ねください。

市決定都市計画の変更(案)を縦覧できます。  
市決定都市計画の変更(案)を縦覧できます。  
なお、縦覧期間中、住民や利害関係人は、その変更(案)について、意見書を本庁(別館)・都市計画課へ提出することができます。

▼縦覧期間Ⅱ10月2日(火)から同16日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。  
※土・日曜日、祝日は除く。  
▼縦覧場所Ⅱ本庁(別館)・都市計画課または牛深支所・

れた人には、申告や納税の期限の延長のほか、所得税予定納税の減額、確定申告による所得税の軽減・免除などの税負担の軽減や、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書の無料発行などの制度があります。  
詳しくは、天草税務署へお尋ねいただくか、国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。  
なお、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税などが減免されたり、納税が猶予されたりする場合があります。

▼詳細は天草税務署☎22510(※自動音声案内)または本庁・市民税課(内線1144)へお尋ねください。  
▼個別変更申請受付期限Ⅱ10月18日(水)まで。  
▼休止期間Ⅱ10月19日(金)から全体見直し完了まで。  
※計画の全体見直しは、平成27年3月の完了予定です。再開については、「市政だより天草」などでお知らせします。  
※詳細は本庁(別館)・農業振興課(内線2587)へお尋ねください。

農業振興地域整備計画の全体見直しに伴う個別見直しの休止について  
市では、平成24年度から同26年度にかけて天草農業振興地域整備計画の全体見直しを行います。  
この見直しは、「農業振興地域の整備に関する法律」に

障害者虐待防止法が10月1日(月)から施行されます

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。  
身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のある人や、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的障壁によって、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人が対象となります(障害者手帳を取得していない場合も含まれます)。

障がい者虐待の種類

障害者虐待防止法では、虐待を次の3種類に分けています。

- ①養護者による障がい者虐待
- ②障害福祉施設従事者などによる障がい者虐待
- ③使用者による障がい者虐待

※障がい者虐待に該当する行為として、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任(ネグレクト)、経済的虐待があります。

通報義務

障がい者虐待に気づいた人には、市町村の窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながりますので、ご協力をお願いします。



【問い合わせ先】本庁・社会福祉課(内線1181)

「家族介護教室」に参加しませんか

市では、介護の知識・技術などを学び、要介護状態にある人の悪化を防ぐことを目的に、「家族介護教室」を次の事業所に委託して実施します。  
介護をしている人、介護に興味のある人など、お気軽にご参加ください。

- ▶参加料=無料。
- ▶申込方法=電話で各施設(下記参照)へお申し込みください。※先着順。
- ※内容の詳細や送迎の有無については、各施設へお尋ねください。

◆家族介護教室の日程など

| 開催日時                     | 場所                         | 定員  | 内容  | 申込締切日     | 申し込み・問い合わせ先              |
|--------------------------|----------------------------|-----|---|-----------|--------------------------|
| 10月14日(日)<br>10:00~12:00 | くたまふれあいセンター(久玉町)           | 30人 | ～認知症、高齢者の食事、安全な介助方法について～ 認知症の人へのかかわり、介護食の説明、実食、介護方法、安全な介助方法   | 10月8日(日)  | グループホームあかね苑 ☎☎1288       |
| 10月17日(水)<br>13:00~15:00 | 介護老人保健施設 ケーナ・ガーデン 会議室(河浦町) | 20人 | ～健康に過ごすために心がけておきたいこと～<br>〔講話〕高齢者の特徴と健康維持のために心がけたいこと<br>〔実技〕口腔体操、転倒予防体操、腰痛予防体操、誤嚥予防のためのソフト食・刻み食の試食体験 | 10月10日(水) | 介護老人保健施設 ケーナ・ガーデン ☎☎1808 |
| 10月23日(火)<br>13:30~15:30 | 地域交流センターおおくす(五和町)          | 15人 | ～がんばりすぎない介護～<br>認知症について、介護技術研修(食事介助、移乗介助)、介護相談  | 10月16日(火) | 市社会福祉協議会 五和支所 ☎☎1076     |